

## 介護予防支援・第1号介護予防支援事業 重要事項説明書

### 1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）は、要支援の状態にある方に対し、適切な介護予防支援・第1号介護予防支援事業を提供することにより、要支援状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 2 事業の内容

#### (1) 介護予防支援・第1号介護予防支援事業所の指定番号及び提供地域

事業所名 岩沼市社会福祉協議会地域包括支援センター  
(介護予防支援・第1号介護予防支援事業所)  
所在地 宮城県岩沼市中央一丁目4番27号  
連絡先 0223-25-6834  
介護保険指定番号 0401100029  
サービス提供地域 岩沼市の区域  
第三者評価（外部評価）の実施状況 未実施

#### (2) 事業所の職員体制

職 種	勤務形態	員 数	職 務 内 容
管理者	常勤 (兼務)	1人	センター及び職員の管理業務
主任介護支援専門員	常勤	1人以上	主として介護予防マネジメント業務
社会福祉士	常勤	1人以上	主として総合相談支援業務、権利擁護業務事業
保健師又は経験のある看護師	常勤	1人以上	主として包括的・継続的ケアマネジメント業務
生活支援コーディネーター	常勤	1人以上	地域における資源開発やネットワーク構築等の生活支援体制を整備する業務
認知症地域支援推進員	常勤	1人以上	地域における認知症に関する支援を推進する業務
介護支援専門員	非常勤	1人以上	介護予防サービス計画作成等の業務

#### (3) 利用日及び利用時間

- ① 利用日 月曜日から金曜日までとします。  
ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までを除きます。
- ② 利用時間 午前8時30分から午後5時15分までとします。  
ただし、ここに記載する利用日及び利用時間以外の時間帯においても、緊急連絡が可能な体制の確保並びに電話による相談受付ができる体制を確保します。

### 3 介護予防サービスの内容

- ① 介護予防サービス計画の作成
- ② 介護予防サービス事業者との連携及び調整
- ③ サービス実施状況の評価
- ④ 利用者状態の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護・要支援認定申請に対する協力及び援助
- ⑦ 相談業務

### 4 利用料金

事業者の提供する介護予防支援・第1号介護予防支援事業に係る利用料金は、介護保険給付金から全額給付されるので、自己負担はありません。ただし、利用者の介護保険料滞納のため介護保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、下記金額を自己負担していただきます。その場合、事業者から「サービス提供証明書」を発行しますので、後日、岩沼市の窓口はその証明書を提出することで、「サービス提供証明書」に記載金額全額の払い戻しを受けられます。

#### (1) 基本料金（1か月あたり）

介護予防支援費	4, 420円
第1号介護予防支援費（介護予防ケアマネジメントA）	4, 420円
〃（介護予防ケアマネジメントB）	2, 210円

(2) 加算料金 初回加算	3, 000円
委託連携加算	3, 000円

※他事業者が提供する通所予防介護などの介護予防サービスを利用した場合には、その事業者ごとに定められた利用料金をお支払いいただく必要があります。

### 5 業務継続計画の作成等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援サービス及び包括的支援サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。なお、業務継続計画は、定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

### 6 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、感染症の予防及びまん延の防止のため、以下の措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

### 7 虐待の防止

事業者は、虐待防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果

について職員に周知徹底を図ります。

(2) 虐待防止のための指針を整備します。

(3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

担当者：市川 敦也、小山 由賀

## 8 保健衛生対策及び防犯・防災対策

事業者は、サービスを提供する事業所の建物、事務室その他の施設環境の保持に努めるなど、利用者に対する保健衛生対策及び防犯・防災対策に十分配慮します。

## 9 緊急時の対応

事業者は、サービスの提供時に利用者の病状が急変したなど緊急時には、速やかにご家族、主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

## 10 事故等の記録及び報告

事業者は、事故等が発生した場合には、事故等の状況とその対応を記録するとともに、ご家族、市町村等に報告します。

## 11 守秘義務に関する対策

事業者及びその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、事業者は職員に対し、在職中はもとより退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

## 12 利用者の尊厳

事業者は、利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

## 13 苦情相談窓口

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会

苦情受付担当者 渡邊 真

苦情解決責任者 八島 浩一郎

所在地：岩沼市里の杜三丁目4番15号

受付時間：午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日

(祝日、1月2、3日及び12月29日から31日までを除く。)

電話番号：0223-29-3711

岩沼市社会福祉協議会地域包括支援センター

苦情受付担当者 高橋 千夏

苦情解決責任者 大友 麻由美

所在地：岩沼市中央一丁目4番27号

受付時間：午前8時30分～午後5時15分 月曜日～金曜日

(祝日、1月2、3日及び12月29日から31日までを除く。)

電話番号：0223-25-6834



令和 年 月 日

介護予防支援・第1号介護予防支援事業の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

〈事業者〉 社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会

(事業所) 所在地 宮城県岩沼市中央一丁目4番27号  
事業所名 岩沼市社会福祉協議会地域包括支援センター  
(指定番号 0401100029)  
管理者名 管理者 大友 麻由美 ㊞

〈説明者〉 ㊞

〈受託事業者〉 所在地  
事業所名 ㊞

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援・第1号介護予防支援事業について重要事項の説明を受け、同意しました。

〈利用者〉

氏名

〈利用者代理人（選任した場合）〉

氏名

（続柄 ）



# 同意書

私儀、\_\_\_\_\_（以下「利用者」という。）は、社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が運営する岩沼市社会福祉協議会地域包括支援センター（以下「事業所」という。）を利用するに当たり、事業者が介護予防サービス事業者との連携を図るなどの正当な理由がある場合には、利用契約書第13条第2項の規定に基づき、利用者の個人情報（必要に応じ利用者の家族及び代理人の個人情報を含む。）を用いることに同意いたします。

令和 年 月 日

<事業者>

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会  
会長 森 繁 男 殿

<利用者>

氏 名

<利用者代理人（選任した場合）>

氏 名

## 1 利用目的

- (1) 介護予防サービスの提供を受けるに当たって、事業者と介護予防サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- (2) 前号に規定するもののほか、事業者と介護予防サービス事業者との連絡調整のために必要な場合
- (3) 現に介護予防サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又は怪我等で病院へ行ったときに、医師、看護師等に説明をする場合
- (4) 介護保険サービスの質の向上のため学会、研究会等での事例研究発表等の場合
- (5) 事業所内の広報物又は家族会での説明等の場合

## 2 利用の条件

- (1) 個人情報の提供は、利用目的に記載した範囲内で必要最小限とし、情報の提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。
- (2) 個人情報を使用した会議の相手方及び会議の内容は、記録します。

## 3 利用の期間

- (1) 個人情報を利用する期間は、介護予防支援・第1号介護予防支援事業利用契約書に基づくサービスを提供している期間内となります。